

後期高齢者医療制度のお知らせ 平成29年度の保険料額を お知らせします



問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (011-290-5601)

洞爺湖町役場住民課国保・医療グループ (74-3002)

7月に平成29年度の保険料額を個別にお知らせします

1 保険料の計算方法

加入するすべての方が保険料を負担します。

保険料は被保険者が均一に負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

均等割 1人当たりの額 年額49,809円	+	所得割 本人の所得に応じた額 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 限度額 57万円 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--

1年間の保険料の限度額は57万円です。
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

2 保険料の軽減

均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

平成29年度から均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 4,980円
33万円	8.5割軽減	年額 7,471円
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	年額 24,904円
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額 39,847円

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。